



熊本県公報

号外 第 28 号

平成 24 年 7 月 4 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例	(財政課)	2
○熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課)	2
○熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(高齢者支援課)	3
○熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(ハ)	4
○熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	4
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	4

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

- 1 政令第 152 条第 1 項第 3 号に規定する条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財團法人並びに株式会社とすることとした。(第 2 条関係)
- 2 政令第 152 条第 4 項第 2 号に規定する条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるもの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財團法人並びに株式会社とすることとした。(第 3 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 第 2 条及び第 3 条の規定は、この条例の施行の日前の直近に終了した事業年度以後の事業年度に係る書類(直近に終了した事業年度に係るものについては、決算に関するものに限る。)の作成及び議会への提出について適用することとした。(附則第 2 項関係)

◇ 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

- 1 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。)であって、生食用として販売するものに限る。)を加工又は調理する場合の施設基準を追加することとした。(別表第 3 関係)
- 2 用語の整理を行うこととした。(別表第 3 関係)
- 3 この条例は平成 24 年 10 月 1 日から施行することとし、2 の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限を平成 25 年 1 月 31 日まで延長することとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限を平成 25 年 1 月 31 日まで延長することとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県内希少野生動植物の捕獲等の届出及び指定希少野生動植物の捕獲等の禁止について、規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 暴力団員、暴力団員から依頼された者等から危害を加えられるおそれがあると認められる者の直近若しくは周辺に配置されて行う警戒又はその住居等の周辺に固定配置されて行う警戒の作業で、人事委員会の定めるものについて、1日につき820円を支給することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成24年4月1日から適用することとした。

条 例

熊本県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成24年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第44号

熊本県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第152条に定める法人のうち、同条第1項第3号及び第4項第2号に規定する条例で定める法人を定めるものとする。

(政令第152条第1項第3号の条例で定める法人)

第2条 政令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(政令第152条第4項第2号の条例で定める法人)

第3条 政令第152条第4項第2号に規定する条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条及び第3条の規定は、これらの規定に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のこの条例の施行の日前の直近に終了した事業年度(以下この項において「直近の事業年度」という。)以後の事業年度に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定による同項の書類(直近の事業年度に係るものについては、政令第173条第1項で定める事業の計画及び決算に関するもののうち、決算に関するものに限る。)の作成及び議会への提出について適用する。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第45号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

熊本県食品衛生基準条例(平成12年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1第2項第7号中「こう配」を「勾配」に改め、同表第1第4項第3号中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同表第2第1項第3号中「生食用食品」の次に「(生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。)であって、生食用として販売するものに限る。以下同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合には、次に掲げる基準(生食用食肉の調理のみを行う場合にあっては、アからエまでに掲げる基準)を満たすこと。

ア 生食用食肉を取り扱う食品取扱室は、他の場所と区分された衛生的な場所であること。

イ 生食用食肉を取り扱う食品取扱室には、まな板、包丁等の洗浄及び消毒のために必要な専用の流水式洗浄設備及び消毒設備を設けること。

ウ 第2項第8号に規定する流水式手洗設備及び手指消毒設備に加え、生食用食肉を取り扱う食品取扱室には、専用の流水式手洗設備及び手指消毒設備を設けること。

エ 生食用食肉が接触する設備は専用のものを設け、生食用食肉を調理するまな板、包丁等は洗浄及び消毒の容易な不浸透性の材質であって専用のものを備えること。

オ 加熱殺菌(生食用食肉の表面から深さ1センチメートル以上の部分までを摂氏

60度で2分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法をいう。第11項第2号エを除き、以下同じ。)を行つたために十分な能力を有する専用の設備を設け、これに温度を正確に測定することができる装置を備えること。
カ 加熱殺菌後の冷却(加熱殺菌後の生食用食肉を速やかに摂氏4度以下に冷却することをいう。以下同じ。)を行つたために十分な能力を有する専用の設備(一の設備を加熱殺菌後の冷却及び生食用食肉以外の食品の冷却に用いる場合にあっては、加熱殺菌後の冷却を生食用食肉以外の食品の冷却と区分して行うことができる構造であるもの。以下同じ。)を設けること。

別表第3第2第7項第1号中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同表第2第11項第1号イ中「はく皮機」を「剥皮機」に改め、同項第2号ウ中「充てん」を「充填」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合には、次に掲げる基準(生食用食肉の調理のみを行う場合にあっては、アからエまでに掲げる基準)を満たすこと。

ア 生食用食肉を取り扱う食品取扱室は、他の場所と区分された衛生的な場所であること。

イ 生食用食肉を取り扱う食品取扱室には、まな板、包丁等の洗浄及び消毒のために必要な専用の流水式洗浄設備及び消毒設備を設けること。

ウ 第2項第8号に規定する流水式手洗設備及び手指消毒設備に加え、生食用食肉を取り扱う食品取扱室には、専用の流水式手洗設備及び手指消毒設備を設けること。

エ 生食用食肉が接触する設備は専用のものを設け、生食用食肉を調理するまな板、包丁等は洗浄及び消毒の容易な不浸透性の材質であつて専用のものを備えること。

オ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設け、これに温度を正確に測定することができる装置を備えること。

カ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第3第2第12項に次の1号を加える。

(3) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合には、次に掲げる基準(生食用食肉の調理のみを行う場合にあっては、アからエまでに掲げる基準)を満たすこと。

ア 生食用食肉を取り扱う食品取扱室は、他の場所と区分された衛生的な場所であること。

イ 生食用食肉を取り扱う食品取扱室には、まな板、包丁等の洗浄及び消毒のために必要な専用の流水式洗浄設備及び消毒設備を設けること。

ウ 第2項第8号に規定する流水式手洗設備及び手指消毒設備に加え、生食用食肉を取り扱う食品取扱室には、専用の流水式手洗設備及び手指消毒設備を設けること。

エ 生食用食肉が接触する設備は専用のものを設け、生食用食肉を調理するまな板、包丁等は洗浄及び消毒の容易な不浸透性の材質であつて専用のものを備えること。

オ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設け、これに温度を正確に測定することができる装置を備えること。

カ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第3第2第15項中「魚介類せり売り営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項第2号中「充てん」を「充填」に改め、同表第2第19項第2号中「充てん室」を「充填室」に改め、同項第26項第1号中「充てん機」を「充填機」に改め、同表第2第25項第1号及び同表第2第26項第1号中「充てん場」を「充填場」に改め、同項第6号中「充てん場」を「充填場」に改め、同項第27号中「充てん」を「充填」に改め、同表第2第27項第1号中「充てん場」を「充填場」に改め、同項第4号中「充てん場」を「充填場」に、「充てん」を「充填」に改め、同表第2第28項第1号中「充てん場」を「充填場」に改め、同項第5号中「充てん場」を「充填場」に、「充てん」を「充填」に改め、同表第2第31項中「めん類製造業」を「麵類製造業」に改め、同項第2号中「製めん機」を「製麵機」に改め、同項第3号中「製めん」を「製麵」に改め、同項第4号中「ゆでめん製造場」を「ゆで麵製造場」に改める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、別表第3第1第2項第7号及び第4項第3号並びに同表第2第7項第1号、第11項第1号イ及び第2号ウ、第15項、第19項第2号、第23項第1号及び第2号、第25項第1号、第26項第1号及び第6号、第27項第1号及び第4号、第28項第1号及び第5号並びに第31項の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第46号

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成21年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第47号

熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例（平成21年熊本県条例第42号）の一部
を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第48号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例
熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）の一部
を次のように改正する。

第13条第6項第3号及び第14条第4号中「する区域」を「する場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第49号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部
を次のように改正する。

別表第27号作業の項中

犯罪現場における犯人の逮捕等作業に付随して行う固定配置又は銃器を所持し、若しくは使用した犯人の逮捕の作業	1日につき 1,100円
銃器を使用した犯人の逮捕の作業に付隨して行う固定配置又は銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置されて行う警戒の作業	1日につき 820円

「

を

犯罪現場における犯人の逮捕等作業に付隨し固定配置されて行う警戒又は銃器を所持し、若しくは使用した犯人の逮捕の作業	1日につき 1,100円
銃器を使用した犯人の逮捕の作業に付隨し固定配置されて行う警戒又は銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置されて行う警戒の作業	1日につき 820円
暴力団員、暴力団員から依頼された者等から危害を加えら	1日につき 820円

に改める。

れるおそれがあると認められる者の直近若しくは周辺に配置されて行う警戒又はその者の住居等の周辺に固定配置されて行う警戒の作業で、人事委員会の定めるもの

】

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。